平成 31 年 2 月農業委員会総会議事録

平成31年2月25日午後3時00分、平成31年2月農業委員会総会を弘前市役所岩木庁舎多目的ホールに招集する。

出席委員 23 名

1 番	前田　優考	委員	2 番	須藤　秀人	委員	3 番	町田　功	委員
4 番	山本　修平	委員	5 番	三上　悦治	委員	6 番	進藤　司	委員
7 番	佐藤　剛郎	委員	8 番	山内　知人	委員	9 番	成田　繁則	委員
11 番	岩谷　裕子	委員	13 番	小嶋　勇成	委員	14 番	木村　芳文	委員
15 番	伊藤　公正	委員	16 番	小林　政貴	委員	17 番	佐藤　耕一	委員
18 番	鳴海　忠三郎	委員	19 番	木村　司	委員	20 番	三上　幸雄	委員
21 番	奥元　勝義	委員	23 番	櫻庭　潤	委員	24 番	白濱　不二男	委員
25 番	外﨑　眞司	委員	26 番	棟方　健	委員			

欠席委員　2 名

10 番	石岡　千鶴子	委員	12 番	相馬　司幸	委員

出席事務局　　9 名

事 務 局 長	赤石　仁	事務局次長	三上　勇造
事務局次長補佐	小堀　正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤　祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢	岩木分室総括主査	澤田　明人
相馬分室総括主査	藤田　徹	事務局総括主査	小林　明子
事務局主査	田澤　磨美		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議　事

議案第 10 号　　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第 11 号　　農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第 12 号　　農地転用許可に係る意見について
議案第 13 号　　農用地利用集積計画の決定について
議案第 14 号　　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第 15 号　　農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第 16 号　　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 17 号　　引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税）

報告第 4 号　　農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 5 号　　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第 6 号　　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 14 時 53 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ただいまから平成 31 年 2 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 10 番 石岡千鶴子委員、12 番 相馬司幸委員の 2 名であります。ただいまの出席者数は 23 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。25 番 外﨑眞司委員、26 番 棟方健委員、2 番 須藤秀人委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の小林明子総括主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 10 号「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」及び議案第 11 号「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」は、一部関連がありますので、一括で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 10 号及び第 11 号を一括審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長　まず、議案第 10 号から説明いたします。議案第 10 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 29,841 ㎡、畑 8 件 68,590 ㎡、合計 9 件 98,431 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 17 件 50,903 ㎡、畑 13 件 49,781 ㎡、合計 30 件 100,684 ㎡ であります。
次に、19 ページの議案第 11 号であります。議案第 11 号は「農地転用のための使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、使用収益権関係の田 2 件 3,962 ㎡、畑 2 件 1,553 ㎡ の合計 4 件 5,515 ㎡であります。
なお、関連がある申請は、17 ページの議案第 10 号使用収益権関係、受付番号 207 番の地上権設定と 21 ページの議案第 11 号、15 番の営農型太陽光発電設備に関する案件でありますが、この申請も含めて、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る2月13日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。

当日の調査委員は、白濱不二男副委員長、佐藤耕一副委員長、佐藤剛郎委員、山内知人委員、それに私、町田であります。

農地法第3条許可申請の新規就農1件及び営農型太陽光発電設備の設置に係る3条地上権設定及び5条農地転用の申請について事情聴取を行いました。まず、3条申請について、使用収益権関係、受付番号207番を除いて報告します。12ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号193番について申し上げます。申請人は農家出身であり、実家のりんご農家の手伝いを行っておりましたが、母が高齢となった事から、農地を借り受けるに至ったと申し述べておりました。申請地では梅やきゅうり等を営農すると申しており、農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題ないと考えました。このほかの申請を含め、申請書を審査し、調査会で検討した結果、すべての申請において、議案書記載のとおり、2条第3項も含め、許可要件を全て満たしており、許可相当であると考えられました。

次に、農地法第5条申請について報告します。はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。21ページをお開きください。受付番号14番及び15番は、営農型太陽光発電設備の設置のための申請で、14番は工事のための3ケ月間の一時転用、15番は電柱1本とパネルの支柱120本分の接地部分で、3年間の一時転用となります。農地区分は農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合」であることから、周辺農地に支障がない限り、転用可能となるものであります。発電設備下部ではワラビ、みょうが、ナラタケを作付すると申し述べており、農作業に当たっては、機械等での作業をおこなう空間は確保しております。また、作物の品質や、収穫量の見込みを聞き取りした結果、発電設備設置による作物への影響は概ねないことを確認しております。受付番号16番及び17番は、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供する施設」であることから転用可能となるものであります。いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられることから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。

なお、先ほど申し上げた受付番号15番の営農型太陽光発電設備に係る農地転用に関連して申請のあった17ページの農地法第3条、使用収益権関係受付番号207番の地上権の設定については、周辺農地の営農者に事前に同意を得ているとのことであり、周辺農地への支障もないと考えられることから、許可相当と判断しました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第10号及び第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 10 号は許可することとし、議案第 11 号については、許可相当の意見を付すことに決定いたします。なお、議案第 10 号使用収益権関係受付番号 207 番については、県知事許可である議案第 11 号受付番号 15 番と同日の権利設定となるよう許可することとします。

次に、議案第 12 号を議題といたします。議案第 12 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 12 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 551 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。25 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 19 番は、農地区分が第 2 種農地で、非農地や第 3 種農地に代替地がない場合に転用可能となる農地区分ですが、第 1 種農地の例外許可事由に該当する「農業用施設等」であることから、代替地の検討を要することなく、転用可能となるものであります。また許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 12 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 12 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 13 号を議題といたします。議案第 13 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 13 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

事務局次長　今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が田 9 件 19,743 ㎡、畑 10 件 37,299 ㎡、その他 809 ㎡、合計 19 件 57,851 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 5 件 27,160 ㎡、畑 3 件 13,775 ㎡、合計 8 件 40,935 ㎡であります。
なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　農用地利用調整会議の報告をお願いしますが、今月は、委員長が会議を欠席しましたので、農地流動化推進副委員長にお願いします。

推進副委員長　議案第 13 号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る 2 月 8 日、石岡千鶴子委員と私、奥元と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。33 ページをお開きください。受付番号 133 番から 136 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第 2 条第 3 項で定める農地所有適格法人の要件を満たしておりました。35 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 146 番から 153 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。また、30 ページ所有権関係、受付番号 123 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、受付番号 122 番の譲受人との交換を利用権設定等促進事業で行うものであり、候補者名簿に登録されている譲受人が交換で取得する面積の範囲内であれば、候補者名簿に登録されていない譲受人でも交換で取得できるものであります。また、32 ページ所有権関係、受付番号 130 番の譲受人も農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、譲受人が借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録要件を要しないものであります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれもその内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の基本構想に適合するなどの各要件を満たしており、
農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 13 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 13 号は、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 13 号は、報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 14 号を議題といたします。議案第 14 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 14 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 10,014 ㎡、畑 10 件 45,462 ㎡、合計 11 件 55,476 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 3 件 36,833 ㎡、畑 4 件 22,273 ㎡、合計 7 件 59,106 ㎡であります。今回提出されました 18 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項各号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 11 件、貸借 7 件が整ったものであります。なお、43 ページ使用収益権関係、受付番号 9 番から 11 番は、利用調整にあたって農地中間管理事業の実施が必要であると認められたことから、あおもり農林業支援センターの同意を得て、調整が図られたものであり、いずれも利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。以上であります。

白濱不二男委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（白濱不二男委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 39 ページ所有権関係、受付番号 61 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号 61 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 61 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。

白濱委員の着席をお願いします。

（白濱不二男委員着席）

議　　長　それでは、議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 61 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 61 番を除く申請については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 14 号のうち、所有権関係、受付番号 61 番を除く申請については、原案のとおり要請することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第 15 号を議題といたします。議案第 15 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 15 号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、田 8 件 63,993 ㎡、畑 3 件 16,886 ㎡、合計 11 件 80,879 ㎡であります。なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　農地流動化推進副委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進副委員長　　今回提出されました 11 件につきましては、先の議案第 13 号で決定されました利用集積計画のうち 35 ページの使用収益権関係、受付番号 146 番以降の 8 件及び議案第 14 号で要請が決定されました 43 ページの使用収益権関係、受付番号 9 番から 11 番において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理事業規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 15 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 15 号については、報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 15 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

　次に、議案第 16 号を議題といたします。議案第 16 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 16 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
　今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、4 件 5,599 ㎡、用途変更が 2 件 4,304 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。
　55 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外、整理番号 1 番及び 4 番については、除外後の農地区分がどちらも第 1 種農地であり、原則不許可の農地区分でありますが、それぞれ、不許可の例外となる「既存敷地の 1/2 以内の拡張」及び「周辺事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから転用可能

調査委員長　な案件であると考えられました。整理番号2番及び3番は、農地台帳に登載のない「宅地」及び「山林」であることから農地法の適用を受けない土地であります。57ページ、弘前市用途変更、整理番号1番及び2番については、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供する農業用施設用地」への用途変更であることから、農地転用が可能な案件であると考えられました。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

前田優考委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（前田優考委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 57 ページ、弘前市用途変更、整理番号2番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　整理番号2番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 16 号のうち、弘前市用途変更、整理番号 2 番については、計画の変更に異議ないことに決定いたします。

前田委員の着席をお願いします。

（前田優考委員着席）

議　　長　それでは、議案第 16 号のうち、弘前市用途変更、整理番号 2 番を除く案件について御審議願います。御質問等ございませんか。

木村芳文委員　三番目のところですけれども、この下に私たちの水源地があるわけですよ。私たちの簡易水道のスチコが何百メートルかあるのですが、無断でそこの水を温泉として沸かしていることがあったのですが、今回についても、そのまま温泉だけならいいのですが、また水源地から普通の水を温泉として沸かして使うと、水源が枯れる恐れがあるということですので、温泉だけなら深いので枯れることはないと思いますが、そういうことを確認したいのですが。

佐藤主幹兼係長　今回のこの議案第 16 号につきましてはですね、あくまでも農業委員会の照会としては、農地法の基準はどうですかというような照会を受けておりまして、実際この市長部局として用途変更、計画変更をする際には、関係する機関にいろいろ照会をかけることになっております。ですからその環境と申しますか、それらについて照会をして、市としてこの計画変更がどうなるかということの結果を出すことになると思います。あくまでも農業委員会としては、農地法の部分について、これは問題ないというような内容になります。以上です。

事務局長　ただいま佐藤のほうから報告いたしましたけれども、今回の案件につきましては、あくまでも農業委員会としての決定を求められるものでございまして、地目が山林ということでですね、該当しないということでございますけれども、いま木村委員がおっしゃるとおりこの温泉が掘削されて湧いた場合にですね、付随する施設が色々考えられると、更には水源の問題もあるというようなことが今回お話ありま

事務局長　したので、その旨をですね市長部局、開発当局の方にですね、今回こういうお話があったということを申し送りしていきたいというふうに思ってございます。

議　　長　いいですか。

木村司委員　これに関連して排水の方もどうなっているのか。過去に排水の許可を得たときに、いろいろな事がありましたので、それについても。

佐藤主幹兼係長　その旨につきましては、こういう意見があったということで、市長部局の方に伝えておきます。

議　　長　ほかにありませんか。

なければ、議案第 16 号のうち、弘前市用途変更、整理番号 2 番を除く案件については、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 16 号のうち、弘前市用途変更、整理番号 2 番を除く案件の計画の変更について、異議ないものと決定いたします。

次に、議案第 17 号を議題といたします。議案第 17 号は「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 17 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 42 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数は 1 件であります。農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人の 1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予の特例を受けていることができ、贈与者また受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。この 1 件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から平成 31 年 2 月 25 日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第 17 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 17 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 17 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

議　　長　　次に、報告事項に入ります。報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第4号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田3件33,113㎡、畑7件99,876㎡、合計10件132,989㎡であります。なお、届出理由につきましては63ページ、受付番号119番から64ページ、受付番号128番までの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第4号について、御質問等ございませんか。

進藤司委員　　127番の時効取得ってなんでしょう。

佐藤主幹兼係長　　時効取得につきましてはですね、民法の方で定められた規定によるもので所有権を取得するものなのですが、その中身といたしましては20年間お互いに所有の意思を持って、権利取得者が耕作していたとなれば、法務局で手続きをして所有権を取得しているというようなものになります。

議　　長　　よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

なければ、次に、報告第5号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第5号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が、田1件　301㎡、5条関係は、田3件　2,649㎡、畑2件　1,110㎡　合計3,759㎡であります。なお、届出理由につきましては、67ページから69ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第5号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第6号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第6号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田10件47,090㎡、畑5件25,256㎡、合計15件72,346㎡であります。なお、解約理由につきましては、73ページから74ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第6号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 41 分］